

市民相談(7月分)

(予約は電話で)
祝日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場市役所1階市民相談室101・102
問広報広聴課
TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地
建物の賃借問題など

【弁護士※予】

(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30

【司法書士※予】

(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00
登記相談・・・相続・売買・贈与などの
登記、供託・測量・境界・分筆など

司法書士・土地家屋調査士※予

(1人30分・先着各4人)
第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続税・所得税・贈与税
など

税理士※予

(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約
書の作成など

行政書士※予

(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動
産の活用など

宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※予相談日の1週間前13:00から電
話予約。予約日が休日の時は翌開庁
日の13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する
要望や苦情など

行政相談委員予前日までに
第4火曜日10:00~12:00

愛の献血



時・場

7月21日(日)
10:00~12:00
13:00~16:30
イオンモール大日

問守口市献血推進協議会事

務局(地域福祉課内)

TEL06-6992-1570

市長の資産等報告書の閲覧
「政治倫理の確立のための守口市長
の資産等の公開に関する条例」に基づ
き、令和元年度に提出された市長の資
産等補充報告書、所得等報告書および
関連会社等報告書が、7月1日(月)か
ら市役所4階法制文書課で閲覧できま
す。

問市長室
TEL06-6992-1302

市長の資産等報告書の閲覧

全国安全週間7月1日~7日

新たな時代にPDCA

みんなで築こうゼロ災職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて
実施されて以来、「人命尊重」という崇
高な基本理念の下、「産業界での自主的
な労働災害防止活動を推進し、広く一
般の安全意識の高揚と安全活動の定着
を図ること」を目的に、一度も中断す
ることなく続けられ、今年で92回目
を迎えます。

実施事項

- ①安全衛生活動の推進
- ②業種の特性に依じた労働災害防止対
策
- ③業種横断的な労働災害防止対策

詳しくは問い合わせください。

問北大労働基準監督署
TEL072-391-5825

子ども医療費助成制度

通院や入院した場合に、医療費の一
部を助成しています。

市内在住の国民健康保険または各種
社会保険に加入している0歳~中学
校卒業(満15歳に達する日以後最初
の3月末日)までの子

備受給資格のある子で、子ども医療証
の交付申請をしていない人は、子の
健康保険証を持参の上、申請してく
ださい。

生活保護を受けている人は対象外。
入院時の個室料との差額など助成対
象とならない費用もあります。
対象者が就学前児童の場合のみ、保
護者の課税情報を確認するための同
意書が必要です(不要の場合もあり
ます)。

医療機関での負担額

保険診療にかかる自己負担額のうち、1医療機関あたり月2日を限度とし、入・通院各1日につき最大500円の一部自己負担額が必要です。

注同一月の一部自己負担額の合計が2500円を超えた場合、次の請求手続きにより超過分を助成します。
入院時の食事療養費および院外処方箋による薬局については、一部自己負担額はありませ

助成方法

府内の医療機関で受診する場合は、医療機関窓口で子の健康保険証と子

も医療証を提示することで助成を受け
ることが出来ます。

府外の医療機関で受診する場合は、
子の健康保険証を提示し医療費を支
払ってください。次の請求手続きによ
り、一部自己負担額を差し引いた金額
を助成します。

注府外では子ども医療証は使用できま
せん。

請求手続き

診療月の翌月以降に、子育て支援課
で手続きをしてください。

持印かん、子の健康保険証、自己負担
額など記載の領収書、保護者の通帳、
対象者の子ども医療証

有効期間

申請月の初日から中学校卒業満15
歳に達する日以後最初の3月末日)ま
で

注住所や加入している健康保険が変
わったときは、子の健康保険証と子
ども医療証を確認の上、子育て支援
課へ連絡してください。

問子育て支援課

TEL06-6992-1647



青少年の非行・被害防止

全国強調月間

重点目標

- ▽地域環境の浄化活動の推進
- ▽暴走族追放・少年非行防止活動の推
進
- ▽青少年相談をはじめとする情報提供
活動の推進

7月は青少年の非行・被害防止全国
強調月間です。

小学校区ごとに、地域の各種団体を
中心に、実情に応じた多様な啓発活動
を展開しますので、皆さんのご理解・
ご協力と参画をお願いします。

▽各校区で行われているパレードなど
を通して、非行防止や社会環境の改
善などを訴えます。

▽青少年にとって好ましくない環境
(有害図書・アダルトビデオなどの販
売、不良広告など)を調査し、その
改善・撤去に取り組み、校区内の店
舗などに「少年を守る店の指定、協
力を呼びかけます。

▽シンナーなどの製造・販売店へ、青
少年への販売自粛および保管・管理
の協力を要請します。

▽暴走族追放、少年非行防止の啓発活
動を実施します。

問コミュニティ推進課

TEL06-6992-1520

プレミアム付商品券発行事業

10月1日(火)に予定されている消費
税率引き上げに伴う影響緩和対策のた
め、市では、プレミアム付商品券の発
行準備を進めています。

詳しくは決まり次第、広報誌や市
ホームページなどお知らせします。

内4千円で5千円分の商品券を5冊ま
で購入することができます(最大2
万円まで2万5千円分の商品券が購入
可)。

対住民税が非課税の人(住民課税者と
生計が同一の配偶者・扶養親族、生
活保護受給者などを除く)、平成28年
4月2日~令和元年9月30日までに
生まれた子どもがいる世帯主

注使用できるのは、対象店舗のみ
問地域振興課
TEL06-6992-1490

地域共催イベント2019

つながろう 私たちの地域 語り合おう 私たちの未来

内▽講演会11:20~12:30「学校運営協議会制度の導入に向けて」西孝
一郎氏(京都光華女子大学 子ども教育学部准教授)▽子ども料理教
室▽吹奏楽演奏(大久保中学校)▽よつば小4年生による発表会

時7月6日(土)10:00~14:00

場大阪国際大学短期大学部

問大久保中学校校区学校支援地域本部
大久保中学校校区連携推進協議会

TEL06-6901-5425(よつば小学校)



生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給など
に関することや、本当に生活に困窮しているにも関
わらず、市に相談していない人の情報を受け
付け、その情報をもとに独自に調査を行います。

提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者
の個人情報厳守します。

市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問生活福祉課 TEL06-6992-1593 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp

専用電話番号06-6998-7921 受付時間平日9:00~17:30

次の情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取する
など、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に譲渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない